

## 人にやさしい街づくり推進委員会の傍聴に関する要領

(傍聴人の決定)

第1条 人にやさしい街づくり推進委員会（以下「委員会」という。）の傍聴人は、委員長が決定する。

(傍聴人の定員)

第2条 会議における傍聴人の定員は10人以上とし、予め定員を定め、その数は事前に発表する。

(傍聴申込み)

第3条 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、委員長に申し込むものとする。

なお、傍聴の申込みは、委員会開催予定時刻の30分前から会場の受付にて開始し、会議開始の10分前に締め切る。

(定員を超えた場合の取扱い)

第4条 締切り時に、傍聴を希望する者が予め定めた定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

(傍聴証等の交付)

第5条 傍聴人には、当日、傍聴証（様式2）、傍聴人心得（別紙）及び会議資料又はその概要を交付する。

傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、委員会開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって委員長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、委員長が許可した場合は、この限りではない。
- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (2) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、委員長が許可した場合は、この限りではない。
- (5) 携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
- (6) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (7) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りではない。

(委員長の指示)

第9条 委員長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は委員長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附 則

1 この要領は、平成17年12月16日から施行する。

附 則

2 この要領は、平成24年 8月21日から施行する。

## 傍 聴 人 心 得

人にやさしい街づくり推進委員会の傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。

1 傍聴証を左胸に付けてください。

なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返してください。

2 開会前に会場に入室し、傍聴席に着席してください。

3 会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。

4 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、会議を妨げるような行為をしないでください。

5 帽子、コートなどは着用しないで入室してください。

6 携帯電話及びポケットベルについては、電源を切って入室してください。

7 飲食や喫煙をしないようにしてください。

8 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為はしないようにしてください。

これらの事項を守らない場合、又は委員長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。

会 議 傍 聴 申 込 書

平成 年 月 日

人にやさしい街づくり推進委員会委員長 殿

本日開催されます、貴会議の傍聴を申し込みます。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

年齢 \_\_\_\_\_

(様式2)

人にやさしい街づくり推進委員会傍聴証

平成 年 月 日限

傍聴人氏名 \_\_\_\_\_